者會議だ）の意見を覆し得るのは大會だけだ。

(ワ)第×爭議團——第×爭議團は、數個小隊によつて構成されてゐる爭議團の一枝隊だ。

(カ)第×爭議團の活動——第×爭議團の活動は、スト委員會の方針に從つて行はれる。

(ヨ)第×爭議團の會議——

一、第×爭議團全員會議——この會議は、第×爭議團の全員をもつて構成する。スト委員會の指令を拒否する權限はないが、その方針に反對の場合は、大會の召集を要求する權利を持つてゐる。この會議は毎朝開催し全團員にアジプロする場面に活用すべきである。

一、第×爭議團本部執行委員會——この會議は第×爭議團の最高指導者會議である。各小隊の小隊長、小隊副長並に第×爭議團々長、副團長をもつて構成する。この會議は毎朝、全員會議開催前に開催すること。

一、班長會議——この會議は各班長全員をもつて構成する。

(タ)第×爭議團本部事務局——この事務局には左の專門部を置く。

1、統制部
2、會計部
3、聯絡部
4、救援部
5、家族部
6、炊事部

各專門部の部長は執行委員がなる、部員は必要數だけ執行委員會が任命する。專門部員は班の所屬を脱すること。

(レ)第×爭議團の代表者——代表者として團長、副團長を置く。團長、副團長は、全團の活動を統括する。

(リ)以上が各爭議團の大體の構成であるが、この外に、分會のメンバーだけの「フラクション會議」がある これに就いては別に述べる。

(ヌ)以下總本部の各機關について述べる。

(ル)常任スト委員會——常任スト委員は大會に於て選擧する。常任スト委員會は最高の指導者會議である、この委員會へは、ダラ幹共を絶對に入れないやうに努力する必要がある。常任スト委員は、各爭議團に所屬せず。總本部詰めになるのだが、總本部事務所へへタリ込んでゐてはスト委

員の役はつとまらない。毎日、交替で各爭議團を歴訪して各爭議團の狀勢を充分にのみ込んで置かなければ駄目だ。常任スト委員會は翌日の對策を樹て、晩のうちに各爭議團の團長に指令を出さねばならぬ。

(ヲ)スト委員會——スト委員會は、常任スト委員會のメンバー並に各爭議團の團長、副團長および各小隊長各爭議團事務局主任を以て構成する。スト委員會の召集は、常任スト委員會の決定に基いて、總指揮が隨時に之れを召集する。

(ワ)總本部事務局——總本部事務局には左の專門部を置く。

一、統制部
二、財務部
三、調査部
四、宣傳部
五、庶務部
六、聯絡部
七、會計部
八、出版部
九、救援部
十、家族部
十一、教育部
十二、糧食部
十三、炊事部

各專門部の部長には常任スト委員がなる、部員はスト委員會で任命、他に事務局主任一名を置く。

(カ)交渉委員會——交渉委員は、スト委員會が任命する。交渉委員會は常任スト委員會の指揮によつて行動する。

(ヨ)大會——大會は、全員を召集し得る場合は、全員を召集する。全員を召集し得ない場合は、班長以上の全役員並に各班より選出されたる二名以上の代議員を以て構成する言ふまでもなく爭議團の最高決議機關である。

(タ)總本部警備隊——總本部警備隊員は、スト委員會が任命する。警備隊員約十人づゝを以て班を構成し、各班によつて警備小隊を結成する。班の役員その他に關する事項は普通の小隊と同じだが、警備小隊の場合は、全員會議を持つ。警備隊長並に警備隊副長は全員會議に於て選出する。

(レ)警備隊の活動——警備隊は、總本部の警備とピケッテ